



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 キリンホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 磯崎 功典
(コード番号 2503)
本社所在地 東京都中野区中野四丁目 10 番 2 号
問 合 せ 先 グループコーポレートコミュニケーション担当
ディレクター 藤原 哲也
(03-6837-7015)

「コーポレートガバナンス・ポリシー」策定のお知らせ

当社は、新たに発展させた長期経営構想「キリン・グループ・ビジョン 2021」及び「キリングroup 2016 年－2018 年中期経営計画」の策定にあわせて、その実現に向けた当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針として「コーポレートガバナンス・ポリシー」を策定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

- ・ キリングroupは、経営理念及び当社グループ共通の価値観である“One Kirin” Valuesのもと、当社グループ長期経営構想「KV2021」における 2021Vision を実現することが当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築します。
- ・ 当社グループは、経営理念及び経営理念に基づく 2021Vision 実現のためには各ステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重します。
- ・ 当社グループは、株主・投資家に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示を行うとともに、株主・投資家との建設的な対話を積極的に行い、誠意をもって説明責任を果たします。

<キリングroup経営理念>

キリングgroupは、自然と人を見つめるものづくりで、「食と健康」の新たなよろこびを広げていきます。

<2021Vision>

酒類、飲料、医薬・バイオケミカルを中核としたキリングgroupの事業を通じて社会課題に向き合い、お客様を理解して、新しい価値を創造することで、社会とともに持続的に成長する。

<“One Kirin” Values>

熱意と誠意 “Passion and Integrity”

2. 「コーポレートガバナンス・ポリシー」の構成

第1章 総則

第2章 コーポレートガバナンスの体制

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

第4章 情報開示の充実及び株主・投資家との建設的な対話

<別紙>

長期経営構想「KV2021」の全体構造

社外役員の独立性に関する基準

ディスクロージャーポリシー

(参考)

コーポレートガバナンス・コード実施対応表

3. 「コーポレートガバナンス・ポリシー」の開示先

当社ウェブサイトにて開示しております。

<http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/policy/governance.html>

以上

キリンホールディングス株式会社
コーポレートガバナンス・ポリシー

2016年2月15日制定

本ポリシー各条項の[]内の番号は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コード各原則との対応関係を示す。

第1章 総則

1.1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 [2.1, 3-1(i), 3-1(ii)]

- ・ キリングroup (以下、「当社group」) は、経営理念及び当社group共通の価値観である“**One Kirin**” Valuesのもと、当社group長期経営構想「KV2021」<別紙1>における**2021Vision**を実現することが当社groupの持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築する。
- ・ 当社groupは、経営理念及び経営理念に基づく**2021Vision** 実現のためには各ステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重する。
- ・ 当社groupは、株主・投資家に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示を行うとともに、株主・投資家との建設的な対話を積極的に行い、誠意をもって説明責任を果たす。

<キリングroup経営理念>

キリングgroupは、自然と人を見つめるものづくりで、「食と健康」の新たなよろこびを広げていきます。

<2021Vision>

酒類、飲料、医薬・バイオケミカルを中核としたキリングgroupの事業を通じて社会課題に向き合い、お客様を理解して、新しい価値を創造することで、社会とともに持続的に成長する。

<“One Kirin” Values>

熱意と誠意 “Passion and Integrity”

1.2. 改廃方針

- ・ 本ポリシーは、株主・投資家との建設的な対話を踏まえて定期的に見直すものとし、取締役会の決議をもって改廃する。

第2章 コーポレートガバナンスの体制

2.1. コーポレートガバナンスの体制 [4-1, 4-1①]

- ・ キリンホールディングス株式会社 (以下、「当社」) は、酒類、飲料、医薬・バイオケミカルを中核とした多様かつグローバルな事業展開を統括する体制として純粋持株会社制を採用する。純粋持株会社である当社は、当社group全体戦略の策定と推進、各事業のモニタリング、グループ連携によるシナジー創出の推進等の役割を担う。
- ・ 当社group各社は、お客様をはじめとしたステークホルダーにより近い場所で自律的かつスピーディな経営を行う。当社は、当社group各社の戦略ステージに合わせて適切な権限付与を行うとともに、当社group各社へ取締役を派遣することで各社の取締役会を通じたガバナンスの

向上を図る。当社主要グループ会社については、当社の取締役または執行役員が各社の取締役を兼務する。

- ・ 当社は、監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図る。
- ・ 当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行し、執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。取締役会は、それぞれの分野に関する経験、実績、専門性等を踏まえ、執行役員への委任範囲を定める。執行役員は、当社グループの中核である日本綜合飲料事業を牽引するキリン株式会社と緊密に連携した戦略策定と実行及び同社が持つ専門機能の効率的な活用を推進するため、原則として、同社の執行役員を兼務する。

2.2. 取締役会

2.2.1. 取締役会の役割・責務 [4-1, 4-1①, 4-1②, 4-5]

- ・ 取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、当社グループや株主共同の利益のため、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指す。
- ・ 取締役会は、当社グループ全体及び主要グループ会社の長期経営計画、中期経営計画及び年度事業計画等の当社グループの重要な業務執行並びに法定事項について決定するとともに、取締役の職務執行を監督する責務、グループ全体の適切な内部統制システムを構築する責務等を担う。
- ・ 取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において、取締役会にて決議する事項を定める。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長及び執行役員に委任し、その内容は職務権限規程等の社内規程に明確に定める。

2.2.2. 取締役会の構成 [4-6, 4-10, 4-10①, 4-11, 4-11①]

- ・ 取締役会は、2021Visionの実現のための知識、経験、能力、見識等を考慮し、多様性を確保しながら全体としてバランスよく、適正な人数で構成するとともに、透明性の高いガバナンス体制を構築し、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任する。
- ・ 取締役会は、任意の委員会として、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会[※]を設置する。

[※]2016年3月30日より、指名及び報酬に関する委員会を、指名・報酬諮問委員会として統合する予定

2.2.3. 取締役会の評価 [4-11, 4-11③]

- ・ 当社は、取締役会の構成や運営等に関するレビューを実施した上で、取締役会でその評価を行うことにより、取締役会の実効性の維持、向上を図るとともに、評価結果の概要を開示する。

2.3. 監査役会

2.3.1. 監査役会の役割・責務 [4-4, 4-4①, 4-5]

- ・ 監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の健全性を確保し、株主共同の利益のために行動する。
- ・ 監査役会は、常勤監査役による当社グループ内における情報収集力及び社外監査役による独立性を活かしながら、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ・ 監査役会は、社外取締役への情報提供を強化するため、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行う。

2.3.2. 会計監査人及び内部監査部門との関係 [3-2, 3-2①, 3-2②, 4-13③]

- ・ 監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を整備する。
- ・ 監査役会は、会計監査人の評価基準を策定し、独立性と専門性について確認する。また、監査役会は、会計監査人との面談を定期的実施し、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかについて会計監査人に説明を求める。
- ・ 監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備、問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

2.4. 指名・報酬諮問委員会 [4-1③, 4-10, 4-10①]

- ・ 取締役、執行役員及び監査役の指名及び報酬に関する委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置する。
- ・ 指名・報酬諮問委員会は、社内取締役 2 名及び社外取締役 3 名からなる 5 名の取締役で構成し、その委員長は社外取締役から選定する。取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、以下の内容等について審議し、取締役会へ答申を行う。
 - ①取締役、執行役員及び監査役の選任方針、各候補者案
 - ②代表取締役社長の後継者の計画
 - ③取締役、執行役員及び監査役の報酬制度・水準、報酬額
 - ④事業内容、規模等に応じた当社主要グループ会社の会長、社長及び取締役候補者案、報酬制度・水準

2.5. 内部統制 [4-3, 4-3②]

- ・ 取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針を定め、当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメント、財務報告の適正性確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

<内部統制システムに関する基本方針>

<http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/policy/pdf/governance20150501.pdf>

2.6. 取締役、執行役員及び監査役

2.6.1. 取締役、執行役員及び監査役の指名に関する方針 [3-1(iv), 4-3, 4-3①, 4-11, 4-11①]

- ・ 「食と健康」の分野で日本を中核としたグローバルな事業展開を行う当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、当社グループの主要事業又は事業経営に関しての豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮した取締役、執行役員及び監査役を選任する。社外取締役及び社外監査役については、経営に関する豊富な経験、高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を複数選任する。
- ・ 監査役には、財務、会計部門の経験者かつ適切な知識を有する者を1名以上選定する。
- ・ 取締役及び執行役員の選任に当たっては、業績も踏まえ、指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の選任案を株主総会に付議する。監査役の選任に当たっては、指名・報酬諮問委員会にて審議し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議する。
- ・ 取締役及び監査役の各候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載する。

2.6.2. 独立社外取締役 [4-6, 4-7, 4-8, 4-8①, 4-8②, 4-9]

- ・ コーポレートガバナンスの公正性、透明性を高め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社独立性基準<別紙2>を満たす独立社外取締役を2名以上選任する。
- ・ 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督、利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。
- ・ 取締役会における活発かつ建設的な議論を推進するため、常勤監査役が主催し、独立社外取締役を含む社外役員（社外取締役及び社外監査役）をメンバーとする会合を開催する。
- ・ 独立社外取締役を含む社外取締役と社内取締役及び執行役員との連絡、調整は、当社秘書部門が行う。

2.6.3. 取締役及び執行役員の報酬に関する方針 [3-1(iii), 4-2, 4-2①]

- ・ 取締役及び執行役員に対する報酬は、以下の方針に基づき、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会へ答申する。
 - ① 経営計画の完遂、会社業績及び企業価値の向上に向けてインセンティブに足りうるもの。
 - ②取締役及び執行役員としての執務執行の対価として十分であるもの。
 - ③決定ロジックは客観性及び透明性のあるもの。
- ・ 取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬である「月額報酬」と、単年度の業績達成及び中長期的な株価を意識した経営を動機付ける「業績連動報酬」とする。業績連動報酬は毎年の連結業績等に応じて支給される「賞与」と、基本報酬の一部として支給される「株式購入報酬」で構成する。賞与は、取締役及び執行役員それぞれがオーナーシップをもって2021Visionを達成するためのインセンティブとなる体系とし、2021Vision達成のマイルストーンである重要経営指標と連動させる。

2.6.4. 支援体制 [4-12, 4-12①, 4-13, 4-13①, 4-13②, 4-13③]

- ・ 取締役会での活発かつ建設的な議論を図るべく、経営戦略部門に事務局を設置し、以下の通り運営する。
 - ①毎年の審議事項を踏まえ、取締役会開催スケジュール及び予想される審議事項を前年度末までに確定する。
 - ②取締役会資料は、十分な検討ができるタイミングにて事前配付する。
 - ③当日の審議時間は、十分な審議ができる適切な審議時間を設定する。
 - ④事務局は、社外役員を含む取締役及び監査役に必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて事前説明を行う。
- ・ 監査役の監査機能強化を図るため、執行から独立した専任スタッフが監査役の業務サポートを行う。
- ・ 取締役及び監査役の職務の執行において、内部監査部門その他の執行機関は、必要な情報提供を求められた場合に積極的に対応する。また、当社は、取締役及び監査役にて外部の専門家の助言を得ることが必要な場合には、その費用を負担する。

2.6.5. トレーニング方針 [4-14, 4-14①, 4-14②]

- ・ 取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施する。
- ・ 取締役及び監査役が就任する際には、会社法、コーポレートガバナンス、コーポレートファイナンス等に関して、専門家や社内関係部門による講義や研修を実施し、就任後も必要に応じて法令改正や経営課題などに関する研修や勉強会を継続的に実施する。
- ・ 社外取締役及び社外監査役が就任する際には、当社グループの経営理念、共通の価値観“**One Kirin**” Values、事業内容などの説明や主要拠点の視察等を実施する。

2.7. 会計監査人 [3-2, 3-2②]

- ・ 取締役会及び監査役会は、会計監査人が当社グループの財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、並びに内部監査部門との連携を通じて、独立性と専門性をもった十分かつ適正な会計監査人監査が行われるよう適切な対応を行う。
- ・ 会計監査人から財務報告に関する不備等の指摘を受けた場合は、財務担当執行役員が責任をもって対応に当たる。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

3.1. 当社グループのステークホルダーと CSV の基本的な考え方 [2-1]

- ・ 当社グループ長期経営構想「KV2021」において、社会課題の解決とお客様への価値提供を両立させていく「キリングroupならではの CSV*」を掲げており、これにより経済的価値の創造と社会的価値の創造を実現することを目指す。

- ・ 当社グループのステークホルダーは、「お客様」「株主・投資家」「従業員」「コミュニティ」「ビジネスパートナー」「地球環境」の6つとする。2021Visionの達成のためにはこれらのステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、2021Visionの実現を通して全てのステークホルダーと新しい価値を共創する。

※CSV：Creating Shared Valueの略で、社会課題への取り組みによる「社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」の両立により、企業価値向上を実現すること

3.2. 株主の権利・平等性の確保 [1-1, 1-1②, 1-1③]

- ・ 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、少数株主も含めて、株主総会の議決権等の株主の権利が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。少数株主が当社及び当社役員に対する特別な権利を行使する場合には、その意思を尊重する。
- ・ 新規で株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレートガバナンス体制にてその役割・責務を十分に果たせることを取締役会で確認する。

3.2.1. 株主総会 [1-1①, 1-2, 1-2①, 1-2②, 1-2③, 1-2④, 1-2⑤]

- ・ 株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使の機会を確保する。
- ・ 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、招集通知及び東京証券取引所における適時開示等を通じて開示する。
- ・ 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を株主総会の開催日の3週間前を目安に発送するとともに、当該発送日の1週間前を目安に当社及び東京証券取引所のウェブサイトを開示する。
- ・ 株主の議決権の行使検討期間に最大限配慮し、正確な情報提供ができることを担保しつつ、招集通知の発送日、株主総会の開催日等、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- ・ 機関投資家及び海外投資家の議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームに参加する。加えて、海外投資家の議決権行使の利便性向上のため、招集通知の全文を英訳する。
- ・ 代理人による議決権行使は、定款の定めにより当該代理人が株主である場合に限定する。ただし、株主名簿上の株主又は常任代理人を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等（以下、「実質株主」）の本人確認ができる場合においては、株主名簿管理人と協議の上、実質株主の株主総会への出席について検討する。
- ・ 株主総会において可決に至ったものの相当数を超える反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多数となった原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否について検討する。

3.2.2. 資本政策の基本的な方針 [1-3, 1-6]

- ・ 当社は、株主への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考え、各期の業績、実質的利益水準を勘案した連結配当性向及び今後の経営諸施策等を総合的に考慮のうえ、安定

した配当を継続的に行う。

- ・ 内部留保資金は、将来の企業価値向上に資する事業投資や設備投資に充当する。
- ・ 自己株式の取得については、財務の柔軟性及びフリーキャッシュフロー創出状況等を勘案したうえで検討する。
- ・ 2016 年中期経営計画において、定量目標として「のれん等償却前 ROE15%以上」「平準化 EPS 年平均成長率 6%以上」を設定する。「収益力向上と優先度を明確にした投資によるフリーキャッシュフロー創出」「安定的な配当による株主還元」「財務柔軟性の向上」を財務方針とし、「平準化 EPS に対する配当性向 30%以上」の配当を実施する。
- ・ 負債による資金調達を優先し、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、当社グループ長期経営構想「KV2021」や中期経営計画の目標の達成やステークホルダーへの影響等を十分に考慮のうえ、取締役会にて検証及び検討を行う。
- ・ 大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、その必要性、合理性について、適時開示や説明会等を用いて株主に対する説明責任を果たす。

3.2.3. 政策保有株式に関する方針 [1-4]

- ・ 資金や原材料の安定調達、業務提携、営業政策など事業運営上の必要性及び株価動向、収益性、保有リスク等を総合的に勘案した上で、政策保有株式を保有することがある。
- ・ 主要な政策保有株式の保有の合理性について、毎年取締役会で検証を行う。
- ・ 政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、議案ごとに賛否を判断のうえ、適切に議決権を行使する。

3.2.4. 買収防衛策に関する方針 [1-5, 1-5①]

- ・ 当社は、買収防衛策を採用していないが、当社の株式が公開買付けに付された場合は、公開買付け者に対して当社グループの企業価値向上施策について説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示する。

3.2.5. 関連当事者間の取引に関する方針 [1-7]

- ・ 当社と取締役との間の利益相反取引及び競業取引については、会社法及び取締役会規程等に従い、取締役会で決議する。

3.3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 [2-1]

- ・ 当社グループ長期経営構想「KV2021」における「キリングroupならではの CSV」のもと、事業（商品・サービス）を通じてステークホルダーとの絆をさらに強め、新しい価値を共に創ることで、お客様のよるこびや笑顔、社会の発展につなげることを目指す。
 - ・ 「お客様」：確かなものづくりの技術によって、お客様の期待に応える高い品質を追求し、「食と健康」を通じて世界の人々の健康、楽しさ、快適さに貢献していく。
 - ・ 「従業員」：多様な人材が生き活きと働き、仕事を通じて自己成長を実感し、イノベーション

に挑戦する組織風土の醸成に取り組む。

- ・ 「コミュニティ」: 事業活動を支える地域社会を大切に、コミュニティの健全で持続的な発展に貢献する。
- ・ 「ビジネスパートナー」: 全てのビジネスパートナーと持続可能な社会の実現に向けた公正な取引を通じて信頼関係を築き、お客様によりよい商品・サービスをお届けする。
- ・ 「地球環境」: バリューチェーンから発生する環境負荷を低減させながら、地球が賄うことができる能力とのバランスがとれるよう資源を循環させる。

3.3.1. 従業員の行動準則、内部通報 [2-2, 2-2①, 2-5, 2-5①]

- ・ 当社グループ共通の価値観“One Kirin” Values として「熱意と誠意」 “Passion and Integrity” を定め、全従業員に浸透を図る。
- ・ 当社グループの経営理念、2021Vision 及び共通の価値観に基づき、法令の遵守に加え、社会から倫理的に求められる行動を定めた「キリングroupコンプライアンス・ガイドライン」等の当社グループ内への周知、教育を行い、浸透を図るとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- ・ 当社グループの信頼確保のための内部通報制度として、当社グループ各社で設置する内部通報制度及び「キリンホールディングス コンプライアンス担当役員直通ホットライン」を設置するとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。また、取締役から独立した窓口として「キリングroup監査役直通ホットライン」を設置する。

3.3.2. 多様性に関する考え方 [2-4]

- ・ グローバルに事業展開する企業として、従業員の国籍や人種、性別等に加え、価値観、考え方、能力等の多様性がイノベーションを創出することを認識し、多様な人材の採用、育成を行う。
- ・ 日本国内においては、女性の活躍とネットワークづくりを積極的に支援するための社内組織である「キリンウィメンズネットワーク」をはじめとする女性の活躍促進策を推進し、会社として女性活躍の機会、環境を整備する。

3.3.3. 社会、環境に関する考え方 [2-3, 2-3①]

- ・ 当社グループの経営理念のもと、豊かな地球のめぐみを持続可能なかたちで将来につなぎ、社会全体に価値を提供し続ける事業運営を行う。
- ・ 当社グループは、事業を展開する地域社会、コミュニティの活性化に取り組むことにより、社会と共に持続的に成長することを目指す。

第4章 情報開示の充実及び株主・投資家との建設的な対話

4.1. 情報開示の基本的な考え方 [3-1②, 5-1②]

- ・ 当社グループは、情報開示の充実が株主・投資家との建設的な対話の前提となることを認識し、

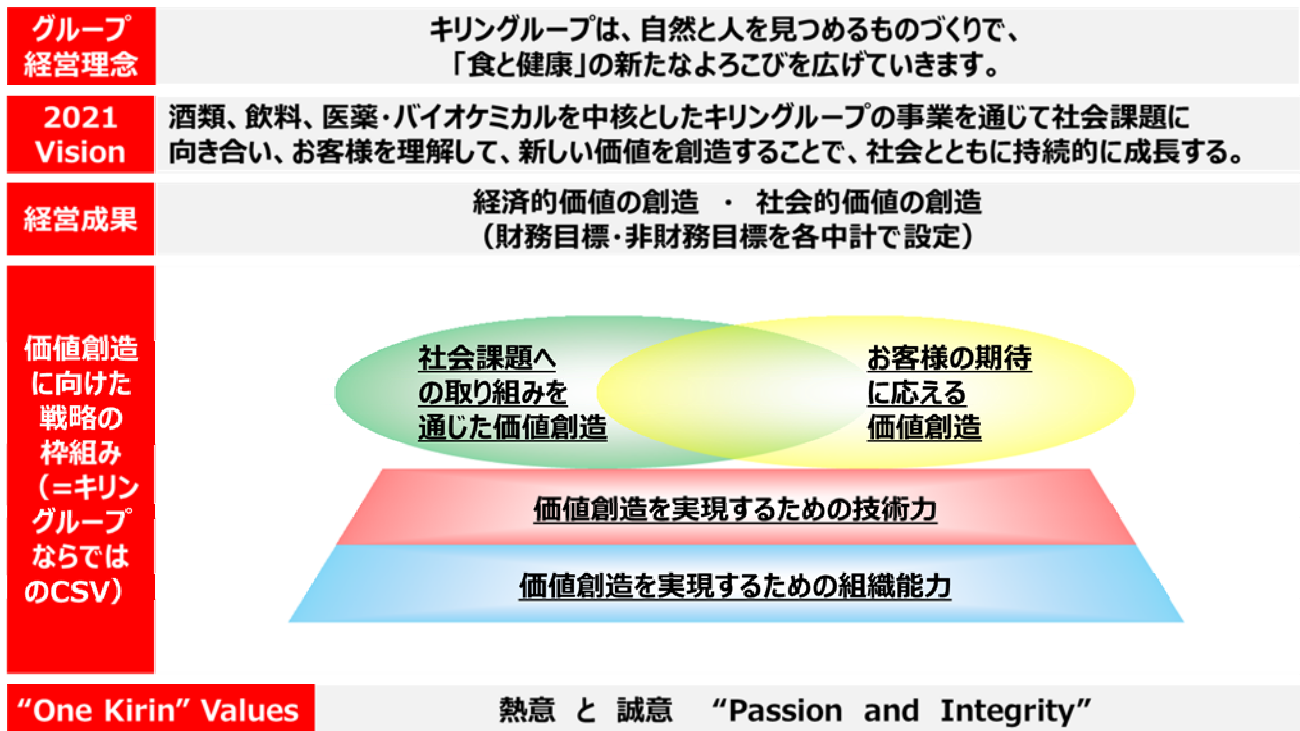
「ディスクロージャーポリシー」＜別紙 3＞に則った情報開示を行う。

4.2. 株主・投資家との対話に関する基本方針 [5-1, 5-1①, 5-1②, 5-1③, 5-2]

- ・ 当社グループは、株主・投資家との建設的な対話がコーポレートガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、定期的に株主構成を把握し、対話の申込みに積極的に対応するとともに、能動的に建設的な対話を行うための場を設定する。
- ・ 株主・投資家からの面談の申込みに、IR 担当執行役員の統括のもと、IR 部門が中心となって対応する。また、当社グループとして、IR 担当執行役員、代表取締役社長、その他の取締役又は執行役員との面談が適切と考える場合は、積極的にその対話の場を設定する。
- ・ 対話の目的に応じて、財務部門、経営戦略部門、法務部門その他の関係部門と連携して対話の充実を図る。
- ・ 長期的なビジョン、経営計画、経営戦略、決算、個別事業等に関する説明会及び株主・投資家訪問を企画、実行し、当社グループについての理解と対話の促進を図る。
- ・ 対話においては、誠意をもって説明を行うとともに、株主・投資家の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努める。IR 部門は、株主・投資家からの声を、代表取締役社長、IR 担当執行役員その他の取締役又は執行役員に、定期的又は必要に応じて報告する。

以上

長期経営構想「KV2021」の全体構造



<別紙 2 >

社外役員の独立性に関する基準 [4-9]

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下の通り独自の基準を定めています。ただし、社外役員の選任には、独立性だけでなく、それぞれの知識、能力、見識及び人格等を考慮して選定していますので、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ社外役員として当社の意思決定に対し指摘、意見することができる人材については、以下の基準に該当する場合であっても社外役員として招聘することがあります。

【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。

- ① 当社（連結子会社を含む。以下同じ。）を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑥ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- ⑧ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑨ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑩ 上記①～⑨に過去 3 年間に於いて該当していた者
- ⑪ 上記①～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑫ 当社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

（注）

1. ①及び②において、「当社を主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の 2%以上又は 1 億円のうちいずれか高い方の支払いを当社から受けた者(又は会社)」をいう。なお、その者(又は会社)が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、年間総収入又は年間単体売上高を基準とする。
2. ③及び④において、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の 2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
3. ⑤、⑦及び⑧において、「一定額」とは、「年間 1,000 万円」であることをいう。
4. ⑥において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の年間総収入の 2%以上又は 1 億円のうちいずれか高い方」であることをいう。

<別紙 3 >

ディスクロージャーポリシー

- ・ 当社は、株主・投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示に努めます。
- ・ 情報開示の公平性を確保するため、東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報（以下、「重要情報」）を管理する仕組みの運用徹底、英語による開示、下に記載する「沈黙期間」の設定を行います。
- ・ 金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に準拠した情報の開示に努めるほか、必要に応じ情報開示委員会の審議を経て、当社グループについて理解していただくために有効と判断される情報、特に中長期的な企業価値向上に関する財務及び非財務情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

<情報の開示方法>

- ・ 重要情報の開示は、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し公開します。
- ・ TDnet登録後すみやかに報道機関に同一情報を提供するとともに、当社ウェブサイト上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。

<業績予想及び将来の予測に関する事項>

- ・ 当社ウェブサイトに掲載されている、当社グループの計画、将来の見通し、戦略などのうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点で入手可能な情報による判断及び仮定に基づいています。
- ・ したがって、実際の業績は、様々なリスクや不確定要素の変動及び経済情勢などによってこれらと異なる結果になる場合があります。

<沈黙期間>

- ・ 当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定します。
- ・ この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとします。
- ・ ただし、この沈黙期間中に業績予想が大きく変化する見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表します。
- ・ なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲のご質問等につきましては対応します。

第1章 株主の権利・平等性の確保					
コーポレートガバナンス・コード		補充原則	当社コーポレートガバナンス・ポリシー等における記載場所	実施状況	
原則				C	E
基本原則1			以下のとおり	●	
1-1	株主の権利の確保	—	ポリシー3.2.	●	
		1-1①	ポリシー3.2.1.	●	
		1-1②	ポリシー3.2.	●	
		1-1③	ポリシー3.2.	●	
1-2	株主総会における権利行使	—	ポリシー3.2.1.	●	
		1-2①	ポリシー3.2.1.	●	
		1-2②	ポリシー3.2.1.	●	
		1-2③	ポリシー3.2.1.	●	
		1-2④	ポリシー3.2.1.	●	
1-2⑤	ポリシー3.2.1.	●			
1-3	資本政策の基本的な方針	—	ポリシー3.2.2.	●	
1-4	いわゆる政策保有株式	—	ポリシー3.2.3.	●	
1-5	いわゆる買収防衛策	—	ポリシー3.2.4.	●	
		1-5①	ポリシー3.2.4.	●	
1-6	株主の利益を害する可能性のある資本政策	—	ポリシー3.2.2.	●	
1-7	関連当事者間の取引	—	ポリシー3.2.5.	●	

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働					
コーポレートガバナンス・コード		補充原則	当社コーポレートガバナンス・ポリシー等における記載場所	実施状況	
原則				C	E
基本原則2			以下のとおり	●	
2-1	中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	—	ポリシー1.1., 3.1., 3.3.	●	
2-2	会社の行動準則の策定・実践	—	ポリシー3.3.1.	●	
		2-2①	ポリシー3.3.1.	●	
2-3	社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題	—	ポリシー3.3.3.	●	
		2-3①	ポリシー3.3.3.	●	
2-4	女性の活用促進を含む社内の多様性の確保	—	ポリシー3.3.2.	●	
2-5	内部通報	—	ポリシー3.3.1.		●
		2-5①	ポリシー3.3.1.		●

第3章 適切な情報開示と透明性の確保					
コーポレートガバナンス・コード		補充原則	当社コーポレートガバナンス・ポリシー等における記載場所	実施状況	
原則				C	E
基本原則3			以下のとおり	●	
3-1	情報開示の充実	—	ポリシー1.1., <別紙1>	●	
		(i)	ポリシー1.1.	●	
		(ii)	ポリシー1.1.	●	
		(iii)	ポリシー2.6.3.	●	
		(iv)	ポリシー2.6.1.	●	
		(v)	株主総会招集通知等で開示	●*	
		3-1①	本ポリシーにて記載	●	
		3-1②	ポリシー4.1., <別紙3>	●	

3-2	外部会計監査人	—	ポリシー2.3.2., 2.7.	●	
		3-2①	ポリシー2.3.2.	●	
		3-2②	ポリシー2.3.2., 2.7.	●	

※社内取締役、社内監査役の候補者の選任理由については、2016年3月開催予定の第176回定時株主総会招集通知に記載し、開示予定

第4章 取締役会等の責務					
コーポレートガバナンス・コード		当社コーポレートガバナンス・ポリシー等における記載場所		実施状況	
原則	補充原則			C	E
基本原則4		以下のとおり		●	
4-1	取締役会の役割・責務(1)	—	ポリシー2.1., 2.2.1.	●	
		4-1①	ポリシー2.1., 2.2.1.	●	
		4-1②	ポリシー2.2.1., 4.2.	●	
		4-1③	ポリシー2.4.		●
4-2	取締役会の役割・責務(2)	—	ポリシー2.6.3.	●	
		4-2①	ポリシー2.6.3.	●	
4-3	取締役会の役割・責務(3)	—	ポリシー2.5., 2.6.1.	●	
		4-3①	ポリシー2.6.1.	●	
		4-3②	ポリシー2.5.	●	
4-4	監査役及び監査役会の役割・責務	—	ポリシー2.3.1.	●	
		4-4①	ポリシー2.3.1.	●	
4-5	取締役・監査役等の受託者責任	—	ポリシー2.2.1., 2.3.1.	●	
4-6	経営の監督と執行	—	ポリシー2.2.2., 2.6.2.	●	
4-7	独立社外取締役の役割・責務	—	ポリシー2.6.2.	●	
4-8	独立社外取締役の有効な活用	—	ポリシー2.6.2.	●	
		4-8①	ポリシー2.6.2.	●	
		4-8②	ポリシー2.6.2.	●	
4-9	独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	—	ポリシー2.6.2., <別紙2>	●	
4-10	任意の仕組みの活用	—	ポリシー2.2.2., 2.4.	●	
		4-10①	ポリシー2.2.2., 2.4.	●	
4-11	取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	—	ポリシー2.2.2., 2.2.3., 2.6.1.	●	
		4-11①	ポリシー2.2.2., 2.6.1.	●	
		4-11②	株主総会招集通知等で開示	●	
		4-11③	ポリシー2.2.3.		●
4-12	取締役会における審議の活性化	—	ポリシー2.6.4.	●	
		4-12①	ポリシー2.6.4.	●	
4-13	情報入手と支援体制	—	ポリシー2.6.4.	●	
		4-13①	ポリシー2.6.4.	●	
		4-13②	ポリシー2.6.4.	●	
		4-13③	ポリシー2.3.2., 2.6.4.	●	
4-14	取締役・監査役のトレーニング	—	ポリシー2.6.5.	●	
		4-14①	ポリシー2.6.5.	●	
		4-14②	ポリシー2.6.5.	●	

第5章 株主との対話					
コーポレートガバナンス・コード		当社コーポレートガバナンス・ポリシー等における記載場所		実施状況	
原則	補充原則			C	E
基本原則 5		以下のとおり		●	
5-1	株主との建設的な対話に関する方針	—	ポリシー4.2.	●	
		5-1①	ポリシー4.2.	●	
		5-1②	ポリシー4.1., 4.2.、ポリシー<別紙3>	●	
		5-1③	ポリシー4.2.	●	
5-2	経営戦略や経営計画の策定・公表	—	ポリシー4.2., 当社ウェブサイトにて開示	●	